

豊かな学びの実現・教職員定数改善と義務 教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、基礎定数の抜本的改善をはじめ、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）等の改正を受け、義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は令和10年度までに35人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施ときめ細かい教育活動を進めるための更なる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育に関わる国庫負担については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫しています。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。国の施策として定数改善にむけた財源保障のためには、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。

よって、政府及び国会におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 高等学校での３５人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、基礎定数の抜本的改善をはじめ、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和８年６月３０日

尾 道 市 議 会

関係行政庁及び国会あて